

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金（一括給付金分）の実施結果について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取組として実施した、子育て世帯への臨時特別給付金（一括給付金）について本区における実施結果を以下のとおり報告する。

2 支給対象者

次の者に対して支給する。ただし、対象者の所得が児童手当の所得制限限度額内の者に限る。

- (1) 区から令和3年9月分(令和3年9月に出生した児童は10月分とする)の児童手当の支給を受けた者
- (2) 区から令和3年9月分の児童手当の支給を受けていない者で、18歳までの子の養育者
- (3) (1)以外で令和4年3月31日までに出生した子の養育者

3 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

4 支給額

児童一人当たり10万円

5 申請区分

- (1) 申請不要 上記2(1)に該当する者（以下「申請不要者」という。）
- (2) 要支給申請 上記2(2) [16歳から18歳までの子の養育者及び養育者が公務員の場合等] 及び(3)に該当する者（以下「要支給申請者」という。）

6 申請期限

令和4年3月31日（木）まで（3月17日（木）から3月31日（木）生まれは出生日の翌日から15日以内に申請）

7 支給方法

- (1) 申請不要者 本区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、児童手当の指定口座に振込む。
- (2) 要支給申請者 申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

8 支給月

- (1) 申請不要者
令和3年12月から支給
- (2) 要支給申請者
令和4年2月から支給

9 給付実績

10,610世帯 16,003人 1,600,300千円